

令和 8 年 2 月 9 日

下松市上下水道事業管理者 大野 孝治

条件付一般競争入札通知書

入札参加資格適合通知書が届きましたら、下記事項に留意し、入札に参加されるようお知らせします。

また、入札参加資格がないと通知された方は、その理由を求めることができます。説明を求める場合は、入札参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に非適合理由書(第5号様式)を技術監理課に提出して下さい。

記

1. 発 注 者 下松市上下水道事業管理者 大野 孝治
2. 入 札 番 号 11 番
3. 工 事 名 第1工区公共下水道(東部幹線・東豊井地区)工事
4. 工 事 場 所 下松市大字東豊井地内
5. 工 事 の 完 成 期 日 令和 8 年 9 月 30 日
6. 予 定 価 格 (税 抜) 事後公表
7. 最 低 制 限 価 格 (税 抜) 事後公表
8. 入 札 執 行 日 時 ・ 場 所 令和 8 年 3 月 6 日 9 時 00 分 から
下松市役所 2階 201会議室
9. 入 札 回 数 3回
10. 積 算 疑 義 申 立 て 積算疑義申立て対象工事
入札日(開札日)を1日目として3日目(本市の休日を除く)の午後4時まで
※落札者となりうる者が決定しなかった場合を除く。
11. 落 札 予 定 日 開札日を1日目として4日目(本市の休日を除く)を落札予定日とし、積算疑義申立て書の提出
又は低入札価格調査があったときは後日となります。
12. 無 効 入 札 下松市契約規則第10条に該当する入札は、無効とする。
13. 工 事 費 内 訳 書 の 提 出 必要
14. 工 事 内 容 の 質 問 質問は、令和 8 年 3 月 4 日 午前中までに「工事内容質問書」を
FAX 0833-41-6393 又は工事担当課に提出してください。
15. 工 事 内 容 の 回 答 回答は、令和 8 年 2 月 10 日 から入札日前日までの間に、工事担当課の閲覧場所において「工事内容質問回答書」で閲覧に供する。

現場説明書

工 事 名	第1工区公共下水道(東部幹線・東豊井地区)工事		
工 事 場 所	下松市大字東豊井地内		
工 期	着手の時期	契約締結日の翌日	
	完成の時期	令和 8 年 9 月 30 日	
入 札 保 証 金	免 除	※ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札者の見積る契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。	
契 約 保 証 金	必要(契約金額の100分の10以上)		
入 札 契 約 条 項	特別な定めのない事項については、下松市契約規則及び下松市工事請負規程及び下松市上下水道局会計規程による。		
前 払 金	あり		
中 間 前 払 金	あり		
部 分 払	なし		
入 札 条 件 等	別紙「入札条件および指示事項」のとおり		
施 工 条 件	別紙「施工条件書」のとおり		
建設リサイクル法	対象		
工 事 内 容	設計図書のとおり		
週休2日モデル工事	発注者指定型「週休2日工事(現場閉所型)」の対象工事		
工 事 担 当 課	下水道課	「積算疑義申立て書」持参による提出窓口	
契 約 担 当 課	企画総務課		

入札条件及び指示事項

入 札 条 件	1 受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。 これらの共通仕様書、施工管理基準は、山口県技術管理課ホームページを参照のこと。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/siyousho/top2.html 2 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。 特別な定めのない事項については、下松市契約規則及び下松市工事請負規程によること。 3 受注者は、工事の施工にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 5 施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。 6 落札者は、現場説明書において契約保証金を「必要」と記載した場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金を免除する。設計金額が1,000万円未満の工事の場合も契約保証金を免除する。 7 現場代理人 現場代理人の配置については、「下松市現場代理人等取扱要領」の定めによる。なお、同要領における「現場代理人の資格要件」に記載された「直接的な雇用関係」については、主任技術者又は監理技術者の例による。 8 配置技術者の雇用関係 監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和7年1月28日国不建技第147号）」における「二一四監理技術者等の雇用関係」によること。 9 主任技術者又は監理技術者の兼務要件 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は以下のとおりとする。 ア 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」の専任特例1号の要件を満たさなければならない。 イ 専任特例2号の監理技術者を配置する場合は、以下の（ア）～（カ）の要件を全て満たさなければならない。 （ア）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （イ）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （ロ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 （ハ）同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。） （ニ）監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内の工事で行なければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。 （ホ）監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。 （ヘ）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
------------------	---

(ウ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

10 営業所技術者が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の要件

本工事において、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二一 監理技術者等の設置（５）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。

11 専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認

建設業法第２６条第３項第２号及び建設業法施行令第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。（現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。）

ただし、専任特例２号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め２工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例２号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

また、本工事に専任特例２号の監理技術者を配置する場合、上記９の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料（別紙３－２参照）を提出すること。なお、条件付一般競争入札においては、入札参加申請時に条件付一般競争入札事務処理要領第３－２号様式を提出した者に限る。

12 配置技術者の変更

配置技術者の変更については、監理技術者運用マニュアルにおける「二一 監理技術者等の設置（４）監理技術者等の途中交代」の要件を満たさなければならない。

13 入札に当たっては、入札書と同時に工事費内訳書を提出すること。

14 当該工事が、入札参加者からの技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である場合は、総合評価に関する事項を以下のとおりとする。

(1) 入札参加者は別に定める日までに、総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）を提出すること。また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。

(2) 技術提案資料とは、(3)で求める評価項目について入札参加者が必要事項を記載する資料のことをいう。

(3) 提出を求める評価項目及び配点等については、別添「技術提案資料の提出について」のとおりとする。

(4) 技術提案資料について、別添「技術提案資料の提出について」により各評価項目得点の合計（以下「加算点」という。）を算出する。

(5) 落札者の決定方法については以下のとおりとする。

① 標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除したものを評価値とする。

② 入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあり、また評価値が標準点を入札書比較価格で除した値（基準評価値）を下回らない者で、低入札価格調査制度において不落札でない者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

(6) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また提出された技術提案資料は返却しない。

(7) 受注者は、「簡易な施工計画」において提案した施工計画のうち、点が付与された項目については、技術提案資料の内容に沿った施工をすること。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。

再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、不誠実な行為として取り扱うものとする。また、あわせて工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点する。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。

(8) 「技能士等の活用」の項目において点を付与された場合、工事完成までに指定したすべての工程（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できる資料（集計表等）を工事打合簿に添付して提出すること。なお、提出した集計表等の根拠資料（工程表、日報等）は監督職員等が請求した場合に提示することとし、提出は不要とする。

提出または提示された資料により指定したすべての工程（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。

(9) 契約締結後、請負者が上記１２により配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者の変更を行う場合は、(7)と同様の取扱いとする。

(10) 工事完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、(7)と同様の取扱いとする。

~~15 契約会計年度には、前払金の支払を行わない。~~

16 契約会計年度に翌会計年度の前払金を含めて支払を行う。

~~17 契約会計年度と翌会計年度の各年度に、契約書に定める年度毎の出来高予定額に応じた前払金の支払を行う。~~

~~※ 15、16、17については見え消し等により、選択する。~~

指示事項

1 市内産資材の活用

受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、原則として、市内産資材（市内工場で製造した資材）の購入、又は市内代理店等からの購入に努めること。市内産資材がない場合は県内産資材を、県内産資材がない場合は県外産資材を使用するものとし、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

なお、コンクリート2次製品において山口県が定めている指定主要資材のうち、プレキャストL型擁壁とボックスカルバートについて受注者の責によらない理由により県外産を使用する場合、「工事材料使用承諾願」の提出に先立ち、その理由について代理店からの「県内産が納入できない理由書」を付した書面を事前に工事監督職員に必ず提出し承諾を得ること。指定主要資材については、山口県技術管理課HP（別表1指定主要資材一覧）を参照のこと。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/174365.pdf>

2 市内企業の下請活用

受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、原則として、市内建設業者の活用に努めること。

3 排出ガス対策

排出ガス対策型建設機械の取扱い、共通仕様書（1-1-32の6）による。ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。

※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ホームページを参照のこと。

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html)

4 法令の遵守

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 受注者は、工事の施工にあたって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。

また、車両制限令第3条における一般制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。

(3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

5 建設リサイクル

(1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。

イ 法第13条及び省令第7条の規定する書類を監督職員に提出すること。

ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第7条に基づく書面にに基づき作成される。

エ 法第13条及び省令第7条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

(7) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

(4) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

(2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。

なお、COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用（促進）実施書」のEXCELデータを提出すること。

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

- (3) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

6 建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取扱う。

- (1) 現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、設計図書に明示された搬出先に処分を行うこと。
- (2) 設計図書（施工条件書等）に搬出先が明示されている場合であっても、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合はストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。
- (3) 設計図書（施工条件書等）において民間残土処理場を搬出先としている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、承諾を得ること。なお、受注者が承諾済みの民間残土処理場以外の場所への搬出を希望する場合は、監督職員等の審査・承諾を受けた上で、搬出先とすることができるものとする。
- (4) 受注者は、本工事が搬出元となる場合、搬出先から受領書の交付を受け、搬出情報を確認するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに受領書の写しを提示すること。また、受領書又はその写しを工事後5年間保存すること。
- (5) 本工事が搬出先となる場合、受注者は搬出元に対し、搬入完了後速やかに受領書の交付を行うこと。
- (6) 受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則として設計図書を変更するものとする。

7 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額 500 万円以上の工事について、コリンズ（工事実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACIC へ登録するとともに、JACIC 発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。

登録内容確認システムにより登録申請を行う場合は、書面による「登録内容確認書」の提出は不要とする。なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に変更データを提出すること。

8 公共事業労務費調査への協力

- (1) 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。
- (3) 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は当該下請け工事の発注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前 3 項と同様の義務を負う旨を定めること。

9 施工合理化調査への協力

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

10 建設副産物実態調査への協力

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

11 技能労働者への適切な賃金水準等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な

協力を行うこと。

12 発注者支援業務委託

受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものとする。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。
- (4) 担当技術者等が配置された場合の監理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

13 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度に加入している共済契約者（事業主）は、建設業退職金共済組合と共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書（写）を提出すること。

14 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。
- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届けを速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

15 標示施設等の設置

工事現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事標示板の工事内容及び工事種別の記載は施工条件書によることとする。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#2>

16 週休2日の取組

週休2日工事の指定工事においては「下松市土木系工事における週休2日工事の実施要領」の定めによるものとし、次の事項に留意の上、実施すること。

- (1) 受注者は、契約後速やかに月単位の4週8休以上又は完全週休2日のいずれかを実施するか書面により協議し、監督職員からの指示又は通知に従うこと。また、入札公告又は入札情報に明示された発注方式（週休2日工事（現場閉所型）又は週休2日工事（交替制）のいずれか）を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、工事完了後、実施工程表等の履行が確認できる資料を監督職員に提出すること。なお、実施工程表等を提出しないなど、明らかに週休2日に取組む姿勢が見られない場合、工事成績評定点を減点する。

また、実施工程表（計画工程表を含む）の様式については、山口県技術管理課ホームページから入手すること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

17 施工計画書作成時チェックシート

受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。

「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、山口県技術管理課ホームページから入手すること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html>

18 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者（工事担当課）に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知の方法は、落札者が所定の様式による通知書を提出し、契約担当者等がそれを受領することにより行うものとする。

19 熱中症対策

夏季作業（5～9月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに熱中症対策として以下(1)～(4)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

(1) 現場環境改善費の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。

※詳細は「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」参照

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

(2) 現場管理費の補正

塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。

費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数（WBGT）の状況に応じて、現場管理費を補正する。

(3) 施工時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。

（例：通常8時～17時の施工時間を6時～15時、または深夜時間帯（22時～5時）に変更、通常8時間の作業を6時間に短縮するなど）

(4) 工期の変更

猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。

特 記 仕 様 書

下松市上下水道局下水道課

工事名 第1工区公共下水道（東部幹線・東豊井地区）工事

1 総則

- (1) 請負者は、あらかじめ工事実施に必要な施工計画書を作成し、提出しなければならない。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出しなければならない。
- (3) 工事に関する協議及び指示はそれぞれ工事打合簿をもって行う。
- (4) 現場は契約工期の10日前までに完了させ、また、精算に必要な出来形数量等は、契約工期の14日前までに提出すること。

2 使用材料

- (1) 材料は設計図書に明記してある仕様より、同等以上とする。
- (2) 設計図書で指定し、またはあらかじめ監督職員が指示した工事材料は、使用前に見本または資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、監督職員がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。
- (3) 請負者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、県内産資材の購入及び県内取扱い業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

3 施工（第1工区）

(1) 推進工法

推進工（鋼製さや管推進工法）塩化ビニル管（φ200 mm）	L=10.0m
立坑工	N=1 基
薬液注入工（二重管ストレーナ複層式）	N=12 本

(2) 開削工法

下水道用硬質塩化ビニル管（φ200mm）布設工	L=51.70m
1号組立マンホール設置工	N=3 基
小口径（塩ビ）マンホール設置工	N=3 基
下松市型グランドマンホール（φ600, T-14, 浮上防止付, かぎ付）	1 組
下松市型グランドマンホール（φ600, T-25, 浮上防止付, かぎ付）	2 組
下松市型グランドマンホール（φ420, T-25, ロック式）	3 組

（公社）日本下水道協会認定品

4 その他

- (1) 工事施工に伴う関係諸官庁の手続き及び協議等は請負者で行う。
- (2) その他特別の定めのない事項については、工事請負契約書による。
- (3) 関係住民と調整を図りながら施工すること。（通行規制等）
- (4) 本工事の接続先マンホール施工時の土質によっては、推進工（No.2-3-1～No.2-2-1）のさや管サイズを変更する場合がある。

項目	明示事項		条件等
工程関係	1. 関連する別途発注工事による施工時期、全体工期への影響	有 ☒	無 ☐ 他工事名 (第5工区公共下水道 (東部幹線・東豊井地区) 工事) 発注者 (下松市上下水道局下水道課) 他工事内容 (汚水管布設工事) 影響箇所 () 影響期間、時間 (工期：令和8年3月31日まで) 影響内容 () 備考 ()
	2. 施工時期、施工時間、施工方法等の制限	有 ☐	無 ☒ 制限される施工内容 () 施工箇所 () 施工時期、時間 () 施工方法 () 備考 ()
	3. 関係機関との協議が未成立のもの	有 ☐	無 ☒ 関係機関等 () 制約を受ける内容 () 協議内容 () 成立見込み時期 () 備考 ()
	4. 関係機関との協議により付された条件 (現場条件の変更に伴う、条件の変更については、別途協議することとする。)	有 ☐	無 ☒ 関係機関等 () 影響項目 () 影響範囲 () 影響内容 () 影響期間、時間 () 備考 ()
	5. 工事着手までの余裕期間	有 ☐	無 ☒ ☐ 発注者指定方式 (工事着手日：) ☐ 任意着手方式 (工事着手期限日：)
	6. 地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査または移設	有 ☒	無 ☐ 項目 (水道、ガス、電気 (特殊高圧)、NTT) 管理者 (下松市上下水道局水道課、山口合同ガス、中国電力、NTT) 調査期間 () 移設期間 () 備考 ()
	7. 設計工程上見込んでいる条件 (準備期間、後片付け期間、供用係数、雨休率、作業不能期間、施工班数) (標準工期試算式で算定した工期は、準備期間、後片付け期間、休日、天候等による作業不能日を含む)	有 ☒	無 ☐ ☐ 積上げ法による工期算定 ☐ 準備期間 (〇〇日) ☐ 後片付け期間 (〇〇日) ☐ 供用係数 (〇. 〇) ※港湾・海岸工事の場合に明示 供用係数：休日と荒天日等による作業不能日を見込むための係数 ☐ 雨休率 (〇. 〇) 雨休率：休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 ☐ 作業不能期間 (〇〇日) ☐ 施工班数 (〇〇工：〇班、〇〇工：〇班) ☒ 積上げ法以外の工期算定 (標準工期試算式による場合等) 備考 ()
	8. 現場条件による工法の制限	有 ☒	無 ☐ 対象工種 (推進工法) 影響範囲 (No. 2-3-1～No. 2-2-1) 影響内容 (土質によっては、推進工法のさや管サイズを変更する可能性あり) 影響期間、時間 () 備考 ()
	9. 現場施工着手までの工事一時中止期間	有 ☐	無 ☒ 中止箇所 () 中止期間 () 中止内容 () 再開予定時期 () 備考 ()

項目	明示事項	有	無	条件等
工程関係	10. 週休2日工事の適用 （「有」の場合の詳細は週休2日工事の実施要領による）	☒	☐	☒ 週休2日工事（現場閉所型） ☐ 週休2日工事（交替制） ※本欄の内容は、受発注者協議により変更できる場合もある（実施要領を参照すること）
	11. その他	☐	☒	
用地関係	1. 工事用地、補償物件の未処理部分	☐	☒	場所、物件 () 範囲 () 処理見込み時期 () 影響工種 () 備考 ()
	2. 工事用地等の使用終了後の復旧条件	☐	☒	場所、範囲 () 復旧完了予定日 () 復旧条件 () 備考 ()
	3. 用地借地条件等	☐	☒	場所、範囲 () 期間 () 使用条件 () 借地条件 () 備考 ()
	4. 市有地使用指定の場合の条件等 （市が市有地の使用を指定した場合、占用料は免除とする。）	☐	☒	場所、範囲 () 期間 () 使用条件 () 復旧条件 () 備考 ()
	5. その他	☐	☒	
公害対策関係	1. 施工方法の制限	☐	☒	☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 排出ガス ☐ その他 () 対象工種 () 施工方法 () 施工時期、時間 () 制限内容 () 備考 ()
	2. 水替・流入防止施設	☐	☒	対象工種 () 内容 () 排水期間、時間 () 備考 ()
	3. 濁水、湧水、油漏れ等の処理（特別な対策を要するもの）	☐	☒	対象工種 () 内容 () 期間 () 備考 ()

項目	明示事項	有	無	条件等
公害対策関係	4. 事業損失関係の事前・事後調査	☐	☒	☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 地盤沈下 ☐ 地下水 ☐ 電波障害 ☐ その他 () 調査時期 () 調査範囲 () 調査方法 () 備考 ()
	5. その他	☐	☒	()
安全対策関係	1. 交通安全施設等の指定	☐	☒	交通安全施設 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の近接作業	☒	☐	☐ 鉄道 ☒ ガス ☒ 電気 ☒ 電話 ☒ 上水道 ☐ 下水道 ☐ その他 () 工法制限 () 時間制限 () 備考 ()
	3. 危険要因に対する防護施設等	☐	☒	☐ 落石 ☐ 雪崩 ☐ 土砂崩壊 ☐ 土石流 ☐ その他 () 防護施設 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	4. 交通規制及び交通誘導警備員の配置	☒	☐	規制範囲 (施工箇所) 期間、時間 (8:30-17:00) 備考 ()
	5. 安全監視船（警戒船）の配置	☐	☒	時期、時間 () 備考 ()
	6. 発破作業制限	☐	☒	防護工制限 () 作業時間制限 () 備考 ()
	7. 換気設備（有毒ガス、酸素欠乏対策として特に必要なもの）	☐	☒	危険要因 () 内容 () 備考 ()
	8. 高所作業における対策	☐	☒	内容 () 備考 ()
	9. 砂防工事における現場条件	☐	☒	地形・地質特性 () 危険要因 () 対策内容 () 備考 ()
	10. その他	☐	☒	

項目	明示事項		条件等
工事用道路関係	1. 搬入路としての一般道路の使用制限	有 ☐	無 ☒ 搬入経路 () 使用期間・時間帯 () 制限内容 () 使用中使用後の処置 () 備考 ()
	2. 仮設道路の設置条件	有 ☐	無 ☒ 一般通行： ☐ 有 ☐ 無 安全施設内容 () 安全施設期間 () 維持補修内容 () 維持補修時期、頻度等 () 工事完了後の処置： ☐ 存置 ☐ 撤去 ☐ その他 備考 ()
	3. 工事用道路の共用及び使用制限	有 ☐	無 ☒ 工事用道路管理： ☐ 本工事 ☐ 他工事 他工事名 () 期間 () 使用制限 () 備考 ()
	4. その他	有 ☐	無 ☒
仮設備関係	1. 仮設物の転用	有 ☐	無 ☒ 仮設物： ☐ 引継 ☐ 引渡 仮設物 () 施工者： ☐ 本工事 ☐ 他工事 引継、引渡時期 () 維持管理等条件 () 備考 ()
	2. 仮設物の兼用	有 ☐	無 ☒ 仮設物 () 兼用工事名 () 維持管理等条件 () 備考 ()
	3. 仮設物の構造、施工方法の指定	有 ☐	無 ☒ 仮設物 () 構造 () 施工方法 () 備考 ()
	4. 仮設物の設計条件の指定	有 ☐	無 ☒ 仮設物 () 設計条件 () 備考 ()
	5. その他	有 ☐	無 ☒

項目	明示事項	有	無	条件等
建設機械関係	1. 建設機械の指定 ※本欄で建設機械の機種、規格等を特に指定しない限り、受注者の任意とする。 (本欄で指定しないもので、仕様書に記載されている建設機械の機種、規格は積算上参考として記載しているものである。)	☐	☒	名称 () 機種・規格 () 内容 ()
	2. その他	☐	☒	()
建設副産物関係	1. 建設発生土	☒	☐	☐ 現場内流用 (同一工事内で利用) ☐ 工事間流用 (他工事への搬出) 発注機関: () 工事名: () 場所: () 運搬距離: () ☐ 仮置き 場所: () ☒ 公共残土処理場への指定処分 場所: (下松市災害発生土処理場) 運搬距離: (11.2km) ☐ 民間残土処理場へ搬出 場所: 別紙「民間残土処理場(承諾済み)一覧表」のよる ☐ 上記以外の受入地への搬出 指定場所: () 運搬距離: () ☐ 搬出条件 内容 () ※受入可能時期・時間、押土・整地必要など
	2. 建設搬入土(他工事からの搬入)	☐	☒	工事名 () 工事場所 () 搬入条件 () 試験費等 () 備考 ()

項目	明示事項	有	無	条件等
建設副産物関係	3. 建設リサイクル法の適用	☒	☐	1 工事の種類 ☐ 建築物の解体（床面積の合計80㎡以上） ☐ 建築物の新築・増築（床面積の合計500㎡以上） ☐ 建築物の修繕・模様替【リフォーム等】 （ただし、請負代金が1億円以上の場合に適用） ☐ その他工作物に関する工事【土木工事等】 （ただし、請負代金が500万円以上の場合に適用） 2 対象特定建設資材 （建設リサイクル法第2条及び施行令第1条による） ☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ 木材 ☒ アスファルト・コンクリート
	4. 建設副産物及び建設廃棄物の利用・処理条件 ※処理施設へ搬出する場合は、建設廃棄物の種類や処理方法に応じた産業廃棄物処分の許可を有する施設に限る。 ※中間処理の場合は、固定式または移動式を含む固定式の業の許可を有する施設へ搬出するものとする。ただし、移動式施設での処理を指定する場合はこの限りではない。	☒	☐	再生資源利用計画書・実施書及び再生資源利用促進計画書・実施書の提出：☒ 有 ☐ 無 ☐ コンクリート塊 ア. 処理の目的 ☐ 中間処理（処理後の用途） ☐ 材料試験されている再生クラッシャーラン ☐ その他 ☐ 中間処理 ☐ 最終処分 イ. その他（ ） ☒ アスファルト・コンクリート塊 ア. 処理方法 ☒ 中間処理（処理後の用途） ☒ 再生アスファルト混合物 ☐ その他 ☐ 現場内利用 ☐ 最終処分 イ. その他（ ） ☐ 建設発生木材 ア. 処理方法（中間処理） ☐ 再資源化 ☐ 縮減（焼却）（ ） イ. その他（ ） ☐ 汚泥 ア. 処理方法 ☐ 現場内利用 ☐ 工事間流用 ☐ 中間処理 ☐ 最終処分 イ. その他（ ） ☒ 土砂（建設発生土等） 条件等は「1. 建設発生土」及び「2. 建設搬入土（他工事からの搬入）」に記載のとおり ☐ その他（名称： ） ア. 処理方法（ ） ☐ 中間処理 ☐ 最終処分 イ. その他（ ）
	5. その他	☐	☒	

項目	明示事項		条件等
支 障 物 件 等	1. 占用支障物件	有 ☐ 無 ☒	☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 上水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ その他 () 管理者 () 位置 () 移設時期 () 工事方法 () 防護方法 () 備考 ()
	2. 占用物件との重複工事	有 ☐ 無 ☒	☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 上水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ その他 () 管理者 () 影響期間 () 影響範囲 () 影響工種 () 備考 ()
	3. その他	有 ☐ 無 ☒	
コ ン ク リ ー ト 品 質 確 保	1. 「コンクリート構造物品質確保ガイド」を適用する構造物 ※「コンクリート構造物品質確保ガイド」は、下記Webページの最新版を参照 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23395.html	有 ☐ 無 ☒	対象構造物 () 受注者は、監督職員と打合せの上、以下の対応を行うこと。 ①材料等によるひび割れ抑制対策の確認 (図面、ガイド第2節を参照) ②コンクリート施工記録の作成・提出 (ガイド第4節を参照) ③ひび割れの初期観察・観察、調査および補修 (ガイド第4節を参照。補修費用は原則として受注者が負担)
	2. コンクリート打込み時期の制限 (ひび割れ抑制に関するもの)	有 ☐ 無 ☒	対象構造物 () 打込み禁止期間 (月 日 ~ 月 日)
	3. その他	有 ☐ 無 ☒	
薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入	有 ☒ 無 ☐	設計条件 () 工法区分 (二重管スレーナ工法 (複相式)) 注入材料 (溶液型無機瞬結タイプ) 注入量 (1.5 kl) 施工範囲 (No. 2-3-1、No. 2-2-1) 注入圧 () 施工方法の指定 () 材料管理方法 () 施工管理方法 () 地下埋設物の防護方法 () 備考 ()
	2. 周辺環境への影響調査	有 ☐ 無 ☒	調査内容 () 調査頻度 () 備考 ()
	3. その他	有 ☐ 無 ☒	

項目	明示事項		条件等
(場所打杭ボーリング)	1. 作業時間制限	有 ☐ 無 ☒	作業時間 (h ~ h)
	2. 杭の継手	有 ☐ 無 ☒	☐ 溶接継手 () ☐ その他 ()
	3. チェックボーリング	有 ☐ 無 ☒	本数 (内訳書、特記仕様書等参照) 深度 (内訳書、特記仕様書等参照)
	4. 溶接継手の品質管理	有 ☐ 無 ☒	☐ 試験片による引張、曲げ試験 ☐ X線透過試験 ☐ 超音波探査試験 ☐ その他
	5. その他	有 ☐ 無 ☒	
グ集水井及び集排水ボーリング	1. 水文調査	有 ☐ 無 ☒	☐ 既存井戸 ☐ 湧水池 ☐ ため池 ☐ 既存調査孔 ☐ その他 () 調査範囲 () 調査期間 () その他 ()
	2. コア採取	有 ☐ 無 ☒	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()
	3. その他	有 ☐ 無 ☐	
アンカー工	1. チェックボーリング	有 ☐ 無 ☒	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()
	2. その他	有 ☐ 無 ☒	
根固めブロック工	1. 技術基準等の式に基づいて設計した場合の条件	有 ☐ 無 ☒	ブロック1個当たりの必要重量W ($W \geq \bigcirc \bigcirc \text{ t}$) 敷設延長L (河川縦断方向) ($L \geq \bigcirc \bigcirc \text{ m}$) 敷設幅B (河川横断方向) ($B \geq L_n + \Delta Z / \sin 30^\circ$) ただし、 L_n : ブロック1個分の幅 (m) ΔZ : 根固ブロック敷設高から最深河床の評価高までの高低差 = $\bigcirc \bigcirc \text{ m}$
	2. 類似河川の実績等を根拠に設計した場合の条件	有 ☐ 無 ☒	ブロック規格 (公称重量 $\bigcirc \text{ t}$) 敷設延長L (河川縦断方向) ($L \geq \bigcirc \bigcirc \text{ m}$) 敷設幅B (河川横断方向) ($\bigcirc \text{ 列}$)
	3. その他	有 ☐ 無 ☒	

項目	明示事項			条件等
その他	1. 工事用資機材の保管・仮置き	有 ☐	無 ☒	資機材名 () 場所 () 期間 () 保管・仮置き方法 () 備考 ()
	2. 現場発生品	有 ☐	無 ☒	品名 () ☐ 再使用有 ☐ 再使用無 引渡場所 () 引渡時期 () 備考 ()
	3. 支給品 約款第15条事項	有 ☐	無 ☒	品名 () ☐ 返納有 ☐ 返納無 引渡場所 () 引渡時期 () 備考 ()
	4. 関係機関・自治体との近接 協議に係る条件	有 ☐	無 ☒	関係機関等名称 () 条件 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	5. 架設工法の指定	有 ☐	無 ☒	施工方法 () 施工条件 () 施工時期 () 備考 ()
	6. 工事用電力の指定	有 ☐	無 ☒	内容 () 条件 () 備考 ()
	7. 新技術・新工法・特許工法 等の指定	有 ☐	無 ☒	内容 () 条件 () 備考 ()
	8. 工事目的物の部分引渡	有 ☐	無 ☒	引渡箇所 () 引渡時期 () 備考 ()
	9. 工事目的物の部分使用	有 ☐	無 ☒	使用箇所 () 使用時期 () 備考 ()
	10. 給水の必要	有 ☐	無 ☒	関係機関 () 取水箇所 () 取水方法 () 取水時期 () 備考 ()
	11. 特殊材料の指定	有 ☐	無 ☒	材料 () 対象工種 () 備考 ()
	12. 工事関係者連絡会議の 設置	有 ☐	無 ☒	工事関係者連絡会議： ☐ 有 ☐ 無 時期、頻度 ()
13. 資材及び機械搬入方法等 の制限	有 ☐	無 ☒	資材、機械名 () 場所、範囲 () 搬入条件 ()	

項目	明示事項			条件等
その他	14. 工事標示板 (旧：大型工事標示板)	必須		工事内容 (污水管をうめています) 工事種別 (下水道工事) 「国土強靱化工事」の標示： ☐対象 ☒対象外 (「対象」の場合は「国土強靱化工事(5か年加速化対策)」であることを現場に標示することが望ましい)
	15. 履行報告書の提出 (特に工程管理を要する工事等)	有 ☐	無 ☒	☐ 毎月10日までに前月末時点の進捗を報告 (定点で撮影した写真や詳細工程表の添付は不要) ※本欄で無(提出不要)として場合であっても、契約書(特約条項)において「中間前金払を適用する。」を選択した工事では、請求時までは提出が必要となる。
	16. 工事材料の品質 ※提示だけではなく提出するもの	有 ☐	無 ☒	☐ 品質規格証明書等の提出 対象材料 () ☐ 見本または品質証明資料を提出し、監督職員の確認を受けて使用するもの 対象材料 () ※材料承諾願とは別の対応として見本等を求めるもの
	17. 施工計画書の簡素化 ※「無」の場合であっても監督職員の承諾を得た場合は簡素化できる	有 ☐	無 ☒	☐ 6項目のみ記載したものを提出【簡易な工事】 ☐ 提出不要【簡易な工事かつ緊急工事】 ☐ 15項目記載したものを提出【簡易な工事を含む緊急工事】 提出時期： (○○工等の着手前に提出)
	18. その他	有 ☐	無 ☒	

施 工 条 件

第 1 工区公共下水道（東部幹線・東豊井地区）工事

下松市上下水道局下水道課

工事関係

1. 本施工条件を熟読の上、着工前協議を行い、各書類の承諾を受けた後着工すること。
2. 地下埋設の調査及び試掘、隣接地等（塀、植木等状況写真）の調査を事前に行った後、工事着工すること。試掘を行うときは地下埋設の関係機関に立会を依頼すること。
3. 工事着工前に現場測量（測点、地盤高、流入角度等）を行い、結果を報告すること。
4. 日曜、祝日は施工しないこと。やむをえない場合は請負者において地元調整すること。
5. 用地の借用を有する場合は、請負者において確保すること。ただし公共用地の借用が必要な場合には、場所と範囲、期間を明記した協議書を提出すること。
6. 車の出入口等については、鉄板等を敷くなど、可能な限り迅速な対応をとること。

公害関係

1. 工事に伴う騒音及び粉じんを防止するため、必要時以外では重機・ダンプトラック等工事車両のエンジンを切り、清掃・散水等を行うこと。

安全対策関係

1. 施工は安全対策を十分に行い、夜間及び休日は機械・材料を現場から撤去し、交通開放すること。
2. 工事看板、バリケード等は歩行者及び通行車両の支障にならない、見やすい場所に設置すること。また、既存の工作物にくくりつける場合は保護することとし、所有者に了解を得ること。
3. 使用材料および資機材の管理・保管を徹底すること。
4. 歩行者・二輪車に対しての安全対策には特に気をつけること。

仮設関係

1. 事務所、仮設トイレ、ゴミ箱、たばこの吸殻入れを設けること。

残土、産業廃棄物関係

1. 発生残土の処分については、下松市災害発生土処理場を指定する。

工事支障物件

1. 請負者は、各地下埋設占有者と協議し工事を進めること。
2. 支障となる地下埋設物および架空線等の防護及び破損については、請負者の責任において、早急かつトラブルのないよう行うこと。

工事に伴う排水関係

1. 掘削に伴う湧水等の水替えは、現場内で濁水进行处理し付近の水路へ排水すること。
2. 水路へ排水した際は、施工後、水路清掃を行うなど原型復旧すること。

その他

1. 各届出及び書類は工事着手前に提出すること。規定の届出がなされていない時は着手できません。
2. 各工種で資格の必要な場合は、資格者証の写しを提出すること。
3. 工事に関する協議及び指示は、それぞれ協議書及び指示書をもって行なうこと。また、設計変更が生じた場合は、監督職員に報告し、指示書（協議書）により変更の対象とする。指示書がなければ設計変更の対象とならない。
4. 監督職員の確認・指示なしで変更しないこと。
5. 車庫前および車両出入口前の施工時は、利用者に対し一言了解を得ること。
6. 上記以外について、周辺住民から苦情が寄せられた場合は、その内容を十分確認の上、対応状況とともに、直ちに監督職員に報告すること。
7. 現場には、建設業の許可票、労災保険関係成立票、再生資源利用促進計画書及び建退共の加入票等を、安全掲示板に掲示すること。

入 札 条 件 書

この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）に規定する対象建設工事となった場合は、同法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令という。」）第7条に基づき、請負契約の当事者が、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書面に記載しなければならない。

このため、落札者は下記の事項に留意し、落札決定通知後、速やかに発注者に対して「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を提出しなければならない。

記

1. 「法13条及び省令第7条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は、直接工事費とする。
2. 「再資源化に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化の施設の受入費用に、再資源化施設までの運搬費を加えたものとする。

注) 仕様書等配布資料について

- ・ 対象工事となる予定工事については、従来の入札条件書及び指示事項に、上記入札条件書及び別紙特記仕様書を添付する。
また、「説明書」及び「法13条及び省令第7条に基づく書面」の様式を添付する。

説 明 書

令和 年 月 日

様

氏 名

住 所

(担当:) 電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の通知に係る事項について、次のとおり説明します。

工 事 の 種 類		建設物物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）		
工事着手の時期＊		令和 年 月 日		
工事 工程ごとの 作業内容 及び 解体方法	工 程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ) ※		トン		
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類 ごとの量の見込み（全工事） 並びに特定建設資材が使用さ れる工作物の部分（新築・維 持・修繕工事のみ）及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込 まれる工作物の部分（維持・修 繕・解体工事のみ）	種 類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は 使 用 す る 部 分
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備 考				

法第13条及び省令第7条に基づく書面

令和 年 月 日

様

住 所

氏 名

(担当者) (電話番号)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に基づき、建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1. 分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 円

(受注者の見積金額・・・直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 円

(受注者の見積金額・・・直接工事費（再資源化施設の受け入れ価格と再資源化施設までの運搬費を加えたもの。)

別 紙

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

[illegible]

* 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）